

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案について

大規模不法投棄、無確認輸出等廃棄物の不適正処理に対する対応を強化するとともに、より適切な事務処理体制を確立するため、保健所設置市に係る事務の見直し、産業廃棄物管理票制度の強化、無確認輸出に関する罰則の強化等の措置を講ずる。

1. 大規模不法投棄事案への対応 (平成16年3月に発覚した岐阜市の大規模不法投棄事案など)

保健所を設置する市が産業廃棄物関係事務等を行う仕組みを見直し、政令で指定する市が当該事務を行うこととする仕組みに改める。
(PCB処理特別措置法についても同様の措置を講ずる。)

産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の違反行為に係る勧告に従わない者についての公表・命令措置を導入するとともに、産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者にマニフェストの保存義務を課す。

マニフェストの虚偽記載等の罪に係る法定刑を引き上げる。

無許可営業、無許可事業範囲変更等の罪に法人重課(*)を導入する。

廃棄物の適正処理を確保し、循環型社会の形成を推進

2. 無確認輸出の取締り強化 (平成16年5月から続く中国への廃プラスチックの輸出停止など)

廃棄物の無確認輸出を輸出通関手続等の段階で効果的に防止するために、無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪を創設する。

廃棄物の無確認輸出に係る罪の法定刑を引き上げるとともに、法人重課(*)を導入する。

3. その他の制度上の問題点への対応

平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場についても、維持管理積立金制度の対象とする。

不正の手段により許可を受けた場合を取消事由に追加する等、許可制度の厳格化を図る。

国庫補助負担金改革の結果、一般廃棄物処理施設に係る市町村への補助金が廃止されたことに伴う所要の措置を講ずる。

(*)両罰規定において、法人に対する罰金額の上限を違反の行為者よりも高くすること。
本改正では、行為者に対する上限額1千万円に対して、法人の上限額を1億円とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

一 改正の趣旨及び背景

我が国における廃棄物の排出量は依然として高水準で推移しており、また、最終処分場の残余容量がひっ迫していることなど、廃棄物をめぐる問題は近年ますます深刻となっている。

とりわけ、最近の状況として、

大規模不法投棄事案が発生しているが、一部の保健所設置市では、広域化する産業廃棄物処理、悪質巧妙化する不適正処理事案等に適切に対応しえないおそれがある。また、産業廃棄物管理票の不正行為が多く見られる等の問題点が指摘されている。

中国に向けた廃プラスチックの輸出事案の発覚を受け、日本からの廃プラスチックが中国において輸入禁止となっており、環境問題のみならず、外交上、通商上の問題に発展している。

等が深刻な問題となっている。

これらの新たな問題事案の発生を踏まえ、新たに明らかとなってきた制度上の問題点に早急に対応し、深刻な現状を直ちに改善することが、環境保全はもちろん、外交等の様々な観点からも不可欠であることから、下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正することとする。

二 改正の概要

【大規模不法投棄事案への対応】

1. 産業廃棄物関係事務等に係る事務分担の見直しに関する措置

広域化する産業廃棄物処理、悪質巧妙化する不適正処理事案等の状況を踏まえ、保健所を設置する市のすべてが産業廃棄物関係事務等を行う仕組みを見直し、政令で指定する市が行うこととする仕組みに改める。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法についても同様の趣旨により所要の措置を講ずる。)

2. 産業廃棄物管理票制度の強化等

(1) 管理票制度違反に係る勧告に従わない者についての公表・命令措置の導入

産業廃棄物管理票制度の遵守を徹底させるため、違反行為に対する勧告に従わなかった者に対し、都道府県知事がその旨を公表できることとする。さらに、公表後、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらない者に対しては、当該措置をとるべきことを命ずることができることとし、その命令に違反する者について罰則の対象とすることとする。

(2) 産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対する管理票保存の義務付け不適正処理事案における排出事業者責任をより効果的かつ適正に追及するため、運搬受託者及び処分受託者に対し、管理票又はその写しを保存する義務を課すとともに、義務に違反した場合は罰則及び原状回復等の措置命令の対象に追加する。

(3) 管理票の義務違反に係る罪の法定刑の引上げ

現行の産業廃棄物管理票制度違反に係る罰則は 50 万円以下の罰金のみとなっているが、管理票を偽造するなどして産業廃棄物の不適正処理を隠蔽する行為が後を絶たないことを踏まえ、管理票に係る違反行為に対する罰則を強化(50万円以下の罰金 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)することとする。

(4) 産業廃棄物の処理を受託した者が処理を終了せずに管理票の写しを送付する行為等についての規制の明確化

産業廃棄物の処理を受託した者が、当該処理を終了せず、又は最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付等を受けていないにもかかわらず、管理票の写しを送付する行為等について、罰則の対象であることを明確化する。

3. 無許可営業罪等に係る法人重課規定の創設

無許可営業等正当な業の許可を有しない者が廃棄物の処理を行う場合、それにより得られる不法利得が莫大であり、不法投棄や不法焼却と同等の悪質性及び生活環境への悪影響を有しているため、これらと同様に、無許可営業罪・無許可事業範囲変更罪等について、法人重課の規定を創設し、法人に対して、不法投棄等と同等の1億円以下の罰金を科すこととする。

4. 収集運搬業者及び処分業者が廃棄物の処理を他者に委託する際の規制の明確化

収集運搬業者が受託内容に従わず、処分を勝手に委託するという廃棄物の横流し及び不適正処理を助長する行為を防止するため、廃棄物収集運搬業者は廃棄物の処分を他人に委託してはならないことを明確化する。

【無確認輸出の取締り強化】

1. 廃棄物の無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪の創設

廃棄物の無確認輸出を輸出通関手続等の段階で発見した場合に、その罪を確実に問うことによって抑止効果を高めるため、廃棄物の無確認輸出に係る未遂罪(5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金)及び予備罪(2年以下の懲役又は200万円以下の罰金)を創設することとする。

2. 廃棄物の無確認輸出に係る罪の法定刑の引き上げ及び法人重課規定の創設

海外への不法投棄ともいえる廃棄物の無確認輸出に係る罪については、それにより得られる不法利得が莫大で、不法投棄や不法焼却と同等の悪質性を有しており、通商問題・外交問題等への悪影響も甚大であることから、懲役刑及び罰金刑の上限

を不法投棄等並び（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金 5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金）にまで引き上げる。

さらに、既遂及び未遂について法人重課の規定を創設し、法人に対して不法投棄等と同等の1億円以下の罰金を科すこととする。

【その他の制度上の問題点への対応】

1. 最終処分場の維持管理積立金制度の対象拡大

現在、維持管理積立金制度の対象外となっている平成10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場につき、その維持管理を適切に行うとともに、周辺住民の当該処分場に対する信頼性を高めるため、当該処分場についても制度の対象とする。（平成18年度分から積立てを実施）

2. 欠格要件の厳格化等

（1）不正の手段により廃棄物処理業・施設の許可を受けた者について許可の取消事由への追加及び罰則の創設

許可申請の際に虚偽の記載をしたり、見せ金を用意して経理的基礎を偽る等不正の手段により業又は施設の許可を受けた者について、法に基づく取消処分の対象とする。

（2）欠格要件に該当した廃棄物処理業・施設の許可を受けた者について届出の義務付け及び罰則の創設

許可を受けた者が欠格要件に該当するに至ったときは市町村長（一般廃棄物処理業者）又は都道府県知事（一般廃棄物処理施設設置者、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設設置者）へ届け出ることを義務付ける。

（3）暴力団員等がその事業活動を支配する個人について産業廃棄物処理業・施設の許可に係る欠格要件への追加

現在、法人に対してのみ設けられている暴力団員等の事業活動支配に係る欠格要件を、個人事業者に対しても適用する。

3. 補助金制度の見直しに伴う改正

平成16年度国庫補助負担金改革に伴う廃棄物処理施設整備費補助金の抜本的な改革の結果を踏まえ、市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備に対する補助金に関する規定を廃止するとともに、市町村から委託を受けた廃棄物処理センターに対する補助金に関する規定を廃止する。

三 施行期日

この法律は平成17年10月1日から施行する。

ただし、補助金制度の改革に関する規定及び維持管理積立金に係る規定は公布の日から、保健所を設置する市又は特別区の長が行う事務の見直しに関する規定は平成18年4月1日から施行する。